

## 平成25年度第1回人にやさしい街づくり推進委員会議事録（抄）

会議の名称 平成25年度第1回人にやさしい街づくり推進委員会  
 開催日時 平成25年5月29日（水）午前10時から正午まで  
 開催場所 愛知県自治センター 4F 大会議室  
 出席者 委員7名、事務局6名、傍聴人0名、記者1名、委員随行者2名

### 議 事

#### （1）人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の改正について（報告）

- （委員） パブリックコメントの実施結果、件数とか、意見の提出件数、手短に意見でこんなことがあったとか、特筆すべきことがあれば教えてください。
- （事務局） パブリックコメントにつきましては、5件ございました。その意見の内容ですが、公園とか道路の基準について、努力義務ではなく遵守義務にしてくださいとか、それからエレベーターの鏡の高さは50センチの高さにしてほしいとか、自立立体駐車場の高さは福祉車両が利用できる高さ2.5メートル以上にしてほしいとか、大型ベッド付き便房の基準を新設してはどうかという意見がありました。

### 議 事

#### （2）人にやさしい街づくりの推進における平成24年度の実績について（報告）

- （委員） 1つは資料3の人材育成・広報普及の出前講座の部分についてですが、ここでは車いす体験や普及啓発ビデオの鑑賞というのがありますが、この普及啓発ビデオとは、どのようなものでしょうか。他の人にもこの普及啓発ビデオがどういうものかと、私も見てみたいし、他の方にも見ていただきたいと思いますので、ホームページからダウンロードできればいいと思いました。
- 次に不適合建築物についてですが、条例違反ということを建築主に通知されたということで、それについて何か反応というのありましたか。この資料の中にも良い事例というのがたくさん出てきますが、逆に悪い事例がありません。悪い事例についても、この委員会で検討課題に挙げていただいて、様々な立場から議論していけるといいと思います。
- （事務局） 出前講座におけるビデオですが、こちらはDVDがありますが容量の関係で、ホームページに載せることが難しいため、DVD自体の貸出しで対応したいと思います。
- 次に2つ目の条例違反の不適合事業者への通知でございますが、実際に不適合事業者と電話で話してみますと、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」そのものがどういう条例かを知らない方が多いです。ただし、事業者に条例の説明をすると理解していただけるのが大半です。あと、小規模な建物につきましては、敷地が狭いものも多く、その中で段差を解消するスロープを付けることは難しいと言われることが多いです。広い敷地ですとスロープを設置しやすいですが、100㎡以下の小規模建築物ですと対応したいがなかなかやれないということもあります。

- (委員) この人街推進委員会で悪い事例の検討会というものができないのかなと思うのですがいかがでしょうか。
- (事務局) 悪い事例の検討会については、内部で検討させていただきたいと思います。今日をご用意していませんが、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づく整備計画届出の際の指導、助言に係るガイドライン」という冊子がありまして、そこでは悪い事例を写真等で紹介したりしています。
- (委員) 資料3-1にグラフがあり、この中に届出適合件数と適合証交付件数が出ていますが、これを見ますと適合証の交付率は適合件数が減ってきているので、率としては上がりますが、結局、適合証をもらいたいというところは増えていないということです。何か適合証をもらった方がいいよというインセンティブを与えるということが必要ではないかと思います。建物に入って、適合証が付いていない場合、ここ何故付いていないのかという反応が起こるような仕掛けがいるという気がします。
- (事務局) 適合証の交付請求については、任意で強制的ではないので、適合証の欲しい方は請求するということになっています。ただ、先ほどおっしゃられたように適合証を取ったからといってメリットというものがあまりなくて、しいて言うならば、住宅計画課のホームページに名前が掲載されるということです。今後は適合証の交付請求を出してもらって啓発も行っていく必要があるのかと思っております。
- (委員) 事業者への督促で、各市町村の施設を始め、また民間の施設においても本当に漏れはないでしょうか。そのあたりの区分けというか、どのような状況になっているのかをお聞きしたいということと、もう1つは意見聴取の反映ということで、特定施設を新築等しようとする際には、高齢者・障害者等の意見を聞くよう努めなければならないと規定されていますが、意見聴取を行った時に高齢者団体が参加したということ聞いたことがないのですが。
- (事務局) まず、最初の未届け事業者の督促の件ですが、名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、春日井市、豊田市の6市につきましては事務処理を委任しており、それ以外の市町村においては愛知県が事務を行っております。ですから、県と事務処理市を合せますと県内全域が網羅されておりますので、公共及び民間の施設で漏れというものはありません。次にもうひとつの御質問ですが、昨年度は意見聴取を豊田警察署と第2青い鳥学園で実施しまして、当課も意見聴取会に参加させていただきましたが、豊田警察署の場合ですと、地元の区長さんなり、豊田警察署の方が利用者もしくは利害関係者にお声掛けをしていただきまして、高齢者の方や障害者の方など多数の方に来ていただき御意見をいただいております。
- (委員長) 今回、2件の意見聴取が資料にあります。本来なら意見聴取を行わないといけないうものがなされていないというのはありますか。
- (事務局) 推進委員会を開催する前に、庁内の各部局にアンケートを実施しておりまして、今年度2000㎡を超えるような設計や工事があるかどうかについて調査をかけています。
- (委員) 特定されない形で原因分析をされて、この委員会に出していただいて、できる限り対策を議論していくことはできることなのかなというのの一つです。それともう一つ、

民間確認機関の段階で窓口にチラシを置いてもらうだけでなく、指導権限はないかもしれませんが、配布までは義務的にやってもらう協力を何とかお願いできないものかと思います。

(事務局) 民間確認機関の件ですが、建築基準法の関係規定であれば条例を守らないと確認は下ろすことができないため、民間確認機関も設計者に対して指導ができるのですが、お願いはしてみましたが、それ以上は難しいということでした。

(委員) 先ほどの不適合もいろいろなものがあり、惜しいものもあるということでしたので、中味を詳細に知らせていただいて議論できればいいと思いました。

(事務局) 不適合の施設の状況について、何人かの委員の方から、もう少し突っ込んで調べていけばどうかという御意見をいただきましたので、第2回推進委員会に向けて少し調査をしていきたいと思います。

(委員長) この件につきましては、大変良い意見だったと思いますので、是非、悪い方の事例のリサーチをしていただいて、原因追究というかできる範囲でよいかと思いますのでお願いしたいと思います。

## 議 事

### (3) 人にやさしい街づくりの推進における平成25年度の実施策について(報告)

(委員) 障害者差別解消法のことについては是非県として取組をしていただきたいなと思います。

(事務局) 国がどのラインで水準を示してくるかは、これからということもありますが、先ほど挙げられたような交番の議論です。国が対象にしていくか分かりませんが、大事な施設をどうしていくのか、当県は他の県とは違って全ての施設を対象にしておりますので、当然配慮するのが当たり前だと宣言をしている訳です。合理的配慮という言葉が改めて出たことをきっかけにして、それも使いながらもう一度やりなおすということになるかと思います。

(委員) 望ましい整備指針の改正で、アンケートの実施というところに庁内各課室というものがありますが、望ましい整備指針というものがどれぐらい庁内で影響力を持っていくかというところの問題もあるということを考えるのですが、やはり福祉系の所は理解が進んでいるけれども、そうではないところは比較的理解がないのではないかと。

(事務局) 今回の望ましい整備指針を再度見直す良い局面ですので、その他にこんな指針もあるとか、県庁内でこういうところと調整がとれているか等を御示唆いただけるとありがたいと思います。